

## 『古事記』の成立

### —『古事記』と「帝紀及び上古の諸事」—

北野 達

#### 一、序

『古事記』の成立の事情については、その序文にあますところなく記されているといつてよい。それは、この序文を虚心によむことによつて、明らかにされうるはずのものである。

しかしながら、諸先学によつて種々の見解が表明されているのは、この序文自体がある種の問題を含み持っているからであろう。また、これをよむ側に、いささか、序文のヨミ自体を逸脱した傾向がなかったと言いがたいようにも思われる。本稿は、先学の提起した問題を念頭に置きながら、できる限り序文自体に即して理解しようとする試みである。

冒頭に、序文の中から、成立にかかわる部分を抜き出しておく。<sup>(1)</sup>

是に天皇詔りたまはく、「朕聞く、『諸家の費てる帝紀と本辞（諸家之所費帝紀及旧辞）と、既に正実（あたふ）に違ひ、多に虚偽を加ふ』といへり。今の時に当たり、其の失（あやまち）を改めずは、幾年を経ずして、其の旨滅びなむとす。斯れ、邦家の経緯（たてま）を、王化（わみちか）の鴻基（おほき）なり。故惟れ帝紀を撰（えら）び録（しる）し（撰録帝紀）、旧辞を討め覈（あぐ）り（討覈旧辞）、偽りを削り実を定め（削偽定実）、後業（のちのわざ）に流へむと欲ふ（欲流後葉）」とのりたまふ。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼。年は是れ廿八。人と為り聡明（さと）くして、目に度れば口に誦（よ）み、耳に払（か）れ

ば心に勒（しる）す。阿礼に勅語（みことご）して（勅語阿礼）、帝皇の日繼（帝皇日繼）と先代の旧辞（先代旧辞）を誦（よ）み習はしめたまふ。然れども、運移り世異なり、其の事を行ひたまはず（未行其事矣）。……中略……

焉（こゝ）に、旧辞の誤り忤（あやま）るを惜しみ（惜旧辞之誤忤）、先紀（あやま）の謬（あやま）り錯（まち）ふるを正さむ（正先紀謬錯）と、和銅四年九月十八日を以ち、臣安万侶に詔りたまはく、「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞（勅語旧辞）を撰（えら）び録（しる）し（撰録）て、献上（けんじやう）れ」とのりたまへば、謹みて詔の旨のまにまに、子細に採り撫（な）ひつ。

#### 二、問題の所在

—本居宣長説と津田左右吉説を中心に—

まず序文中の「帝紀」「旧辞」に対する本居宣長の見解をみておく。宣長は、「帝紀」について、「帝紀は、下文に帝皇日繼とあると同じく、御々代々の天津日嗣を記し奉れる書なり」と記し、天武紀の「帝紀」、推古紀・皇極紀にみえる『天皇記』と同様のものとみなし、「本辞」は「下文に先代旧辞とあると同じ」であり、推古紀・皇極紀の『国記』は「是にあたるべきか」と保留しつつ、天武紀の「上古之諸事」は、「正しくこれなり」と記す。皇極朝に『天皇記』は、焼失したことが記されているから、それを直ちに「帝紀」とすることはできるは

ずもない。しかしながら、宣長の説こうとしたのは、天武紀に「帝紀」「旧辞」なる書籍が存在し、それらが、天武以前の歴史書の別名であったということなのであろう。

宣長は、その「帝紀」「旧辞」こそが、『古事記』の原本であり、それを直ちに原資料として編纂しなかつたのは、「先かく人の口に移して、つらく誦習はしめ賜ふは、語を重みしたまふが故なり」という。宣長は、元明の事績に、

かくて彼清御原朝御世に、誦習ひおきつる帝紀旧辞は、此人の口にのこれをを、今安万侶朝臣に詔命仰せて、撰録しめ賜ふなり。

と注記しているから、阿礼が誦習したものは、「帝紀」と「旧辞」であつたと考えているが、それは、当然、阿礼の誦習に耐える完成した書籍としての「帝紀」「旧辞」でなければならなかつたはずである。とすれば、序文中の「未行其事矣」が問題となるが、宣長は、それに注して

撰録の事果し行はれずして、討覈ありし帝紀旧辞は、いたづらに阿礼が口にのこれりしなり。

と記す。

こうして、宣長の『古事記』成立論は、天武朝に、それ以前の諸資料を基とした「帝紀」「旧辞」が存在し、「語を重みしたまふが故」に稗田阿礼に誦習（暗誦）を命じ、その阿礼が語り伝えた「帝紀」「旧辞」を安万侶が撰録したものが『古事記』であるといふのである。しかしながら、こう捉えて、宣長には、自身釈然としないものがあつたように思われる。それは、天武が命じた「撰録」「討覈」の、「撰録」

は安万侶の業績が記されているのに対して、「討覈」のことはいつこに見えていないからである。従来から議論を呼んでいる、宣長の又此にもかく勅語のとあるを以思へば、もと此勅語は、唯に此事を誦ひ屬しのみにはあらずて、彼天皇【天武】の大御口づから、此旧辞を誦誦坐て、其を阿礼に聴取しめて、誦誦坐大御言のまゝを、誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし。

の発言は、こうした問題に対する宣長の一案であつたと思われる。即ち、宣長は、序文に明記されていない「討覈」のことを、天武の事業と考え、他に例の少ない「勅語」はそれを口授したことなのだと推測したのである。

しかしながら、「勅語」を右のように解釈しえるかは問題である。宣長自身、「勅語阿礼」に

勅語は、天皇の大御口づから誦ひ屬るなり【有司をして伝へ宣しめ、又は書にかけるなどをも、たゞ勅とはいへども、そは勅語とはいはず】

と注している。このような理解をしながら、先の如き解釈を示したのは、宣長の理解に揺れがあつたからである。

この宣長説を批判しつつ、近代の「帝紀」・「旧辞」論に新たな展開を導いたのは、津田左右吉である。津田は舌鋒鋭く宣長を批判する。津田の宣長への直接的な批判は、次の六点に集約されるであらう。

① 宣長は、歌や祝詞以外は、漢文で記されていたというが、その論拠はない。

② 宣長は、旧辞の辞をことばの意味に理解しているが、それなら帝紀はことばによるのではないのか。

③ 「未行其事矣」の「其事」は、「撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実」をさすが、それならば、宣長説によれば、天武朝に其の事は完成していたことになり矛盾が生じる。

④ その上、元明朝に「旧辞之誤忤」「先紀之誤錯」と記していることにも矛盾する。

⑤ 天武天皇が正説を定めたとしたら、そのことが序文に記されてもいいはずなのにその記載はまったくなくない。

⑥ 既に文字が記されている時代に、わざわざ暗誦という不確かな方法をとるはずがない。

この津田の宣長批判は、必ずしも的を射たものばかりではない。⑥についていえば、阿礼の「誦習」をめぐって、いわゆる暗誦説と訓読説が行われ、訓読説から暗誦説への批判として繰り返されてきた議論であるが、宣長は、暗誦の理由として「語を重みしたまふが故」と記しているのであるから、わざわざ暗誦という不確かな方法をとる理由は十分に説明されている。②もこれと関係するのであり、宣長はカタリという方法を重視し、阿礼の「誦習」した旧辞の「辞」がカタリのことばであるといっているに過ぎない。①は、『古事記伝』の「文体のこと」にある宣長の記述に対する津田の批判である。しかし、宣長の記述は、

中国から漢字・漢文を学び、当初はやまとことばそのものを記録しがたいままに、漢文の格に従って文章を綴ってきた古代の文字史ないし文章史を、宣長は、かなり正確に思い描いていたと言つてよいだろう。<sup>4</sup>

という稲岡耕二の批評は別にしても、「言に文をなして、麗くつゞ」

るための表記法として、歌・祝詞と同様な書式をとったという『古事記』表記法の独自性を指摘したものであり、これもまた批判足りえていない。結局、問題としてこのころのは、③④⑤であろう。

それでは、津田自身は「帝紀」「旧辞」をどのように考えていたのであろうか。津田も、宣長同様、「帝紀」「旧辞」は書籍として存在したのと考えた。ただし、宣長において両書の成立については必ずしも明確には示していないのに対して、津田は、欽明朝に成立したものと考え、それが、諸家に伝来して異本を生じ、宮廷においても異伝を生じたのが、「諸家之所賣帝紀及旧辞」であり、稗田阿礼の「誦習」は、その諸本の中の一について訓読したのであり、安万侶の撰録は、その「帝皇日継」と「先代旧辞」を一遍の『古事記』にまとめることであつたという。この津田の見解は、その成立時期に関しては、種々の批判・訂正が行われてきているが、その骨子は、現代に至るまでも、ほぼ通説としての位置を獲得しているといえるのである。

しかしながら、津田のこの見解には、基本的な疑問が存する。津田の宣長批判の③はその通りであるが、それでは、津田説では「討覈」はどのように理解されるのであろうか。津田によれば、阿礼が誦習したのは、「帝紀」「旧辞」の一本であるから、「誦習」以前に「討覈」は行われていない。また、安万侶の「撰録」は「帝紀」「旧辞」を一本にする作業であり、津田自身が安万侶による「討覈」を否定している。即ち、津田説では「討覈」のことがいっそうに説明されていないのである。

④の宣長批判も的を射たものである。また、津田が指摘した矛盾は、津田のように、「帝紀」「旧辞」の異本が数種類あつたと考えれば解釈

可能である。しかしながら、もしそうであるなら、この時点で「討覈」のことはなされていなかったことになる。阿礼が「誦習」した一本は、いかなる理由によつて権威あるものとなつたのが不明であり、

③の「討覈」の問題は、津田自身にはねかえつてきているのである。その意味では、⑤の問題も同様である。確かに、天武自身が正説を定めたとしたら、そのこと自体を序文が記さないはずはないと思う。しかしながら、同様に、正本一本を定めたというようなことも、序文には一切触れられない。事情が津田のいうようなことであつたなら、誰が、何時定めたのか、まったく不明なのである。

現在のいわゆる暗誦説と訓誦説の問題点が、この、宣長の見解と、津田の宣長への批判、そして津田の見解に端的にみてとることができ、稗田阿礼の「誦習」については、ほぼ津田のいう訓誦説が有力であり、にもかかわらず、「暗誦」説も命脈を保っているというのが現状であろう。しかしながら、そのいずれの見解によつても、天武朝に「討覈」を経た「帝紀」「旧辞」が存在したことを前提とすることはわかりがない。即ち、津田の③④⑤の批判は、宣長説に対するばかりではなく、現在の、多くのいわゆる暗誦説・訓誦説双方に対する批判として有効なのである。

『古事記』序文では、安万侶による「撰録」のことを記しながらも、そのどこにも、実際に「討覈」がなされたという記事はない。宣長説と津田説を検討して得られるのは、この「討覈」のことを、宣長・津田の両者ともに解釈していないばかりではなく、現在の諸説も解釈していないということである。小島憲之が提唱した『原古事記』<sup>⑤</sup>を想定する場合は、当然「討覈」はより重みを持つものとして考えねば

なるまい。「討覈」の説明がないことは致命的である。

筆者は、「誦習」の語義を検討し、それは繰り返し「誦」することによつて暗誦に至るものであるが、阿礼の「誦習」とは、そうした行為を通して、「帝皇日繼」と「先代旧辞」をカタリの世界に置くことによつて、カタリモノとしての「旧辞」を完成したのであることを説いた<sup>⑥</sup>。「討覈」は阿礼の「誦習」によつて行われたと考えるのである。このような理解が正当なものであるか否かは、当然『古事記』の序文のヨミによつて支えられねばならない。別稿では、紙数の関係からこの点の吟味は不十分であつた。本稿で論じるのは、その検証である。それは、同時に、稗田阿礼が「誦習」した「帝皇日繼」と「先代旧辞」を問うことにもなる。ここから、『古事記』成立の事情も見えてくるものと思う。

### 三、序文のヨミ

改めて、『古事記』序文から必要な部分のみを本文で抜粋すれば左の通りである。

- A、諸家之所費帝紀及本辞、既違正実、多加虚偽
- B、故惟撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実、欲流後葉
- C、时有舍人、姓稗田、名阿礼、年是二十八、為人聡明、度目誦口、扨耳勤心。
- D、即勅語阿礼、令誦帝皇日繼及先代旧辞
- E、然運移世異、未行其事矣
- F、於焉惜旧辞之誤作、正先紀之謬錯
- G、詔臣安万侶撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞

『古事記』序文の最初の注釈書であるという『古事記開題』（菅野雅雄の指摘による）が、

帝紀ト云モ先紀ト云モ帝王日繼ト云モ同シ事ニテ、御代くノ御記録ノ事、又、旧辞トモ本辞ト云モ又同シ上代ノ古語也。

と記して以来、「帝紀」(A、B) Ⅱ 「天皇日繼」(D) Ⅱ 「先紀」(F)、「本辞」(A) Ⅱ 「旧辞」(B、F、G) Ⅱ 「先代旧辞」(D) という図式が描かれ、現在に至るまで、ほぼ揺るぎない通説として至つていくといつていいであろう。ことに、山田孝雄は、

かやうに同じ事実を何ヶ所にもかく時に、場所によつて同じ形になるのを避けるのは、漢文の平板を避ける所謂避板の法である。

……中略……文字が違ふから、中身が違ふと思つてはならない。と論理的裏付けをした。

しかしながら、こうした、いわば通説に対して、少なからぬ異論が提出され続けている。はやく、吉岡徳明『古事記伝略』は、

此序の帝紀と、書紀の天皇記と、同じき事は論なきものから、此帝紀と、下文の天皇日繼とを、全く同じと云れたるは、非と思はる。其所以は、帝紀も天皇日繼も、同じく御代くノ、天津日嗣を、記し奉れる書にはあれど、帝紀天皇記など云は、御代くノ天皇の御伝記にして【支那の国史に、謂ゆる本紀と云もの、如し】天皇日繼と云は、唯其御世繼の、御名のみ序列て、御伝を記さる、御系図なるべく思はるゝなり。……中略……然れば旧辞とは、凡て上古の物語にて、【書紀に謂ゆる、上古の諸事なるが】本辞も其中の一部分にはあれど、本辞とは、主と天皇臣民国土等の、本源の縁起を説るものなり。

と記す。ただ、吉岡が「旧辞」「本紀」が相違する論拠としてあげたのは「卜部家のある秘書」であり、これが天長七830年成立の『新撰龜相記』であることが明らかになっており、到底従ふことはできない。

吉岡の論は、「卜部家の秘書」なるものを持ち出した時点で、その論自体の信憑性を疑われるものであったが、「帝紀」と「天皇日繼」との関係には注意しておく必要がある。吉岡の説くとおり、「帝紀」とは、中国歴史書が冒頭に置く帝王の伝記である。したがつて、「帝紀」を「御代くノ天皇の御伝記」と解釈することは十分に可能なのである。それに対して、「天皇日繼」の「日繼」は、一般的な用字法としては、天皇の位をさすものと考えられ、その意味では、吉岡の論は十分に成り立ちうる。ただし、持統紀二年十一月十一日条に

直広肆当麻真人智徳、皇祖等之騰極の次第を奉誅る（奉誅皇祖等之騰極次第）。礼なり。古には日嗣と云ふなり（古云日嗣也）。

の記事があり、「日嗣」が「皇祖等之騰極次第」であるなら、これは代々の天皇が即位した次第を意味すると考えられ、「帝紀」と「天皇日嗣」は同一のものとみなしうるとする倉野憲司・武田祐吉の見解が出るに及んで、吉岡の説はまったく顧みられることはなかったのである。

しかしながら、武田・倉野らの論は、「天皇日繼」が天皇即位の次第を含みうることは論証しえているが、「帝紀」が系譜を含みうることとの論証はまったくない。矢嶋泉は、

語義の面から見て、和語コト（言）に対応する「辞」を核とする「旧辞」「先代旧辞」や「本辞」が物語的要素と関係をもつことは容易に推測されるのに対して、漢語「紀」を核とする「帝紀」

「先紀」は簡単には系譜的要素と結びつかない。<sup>10)</sup>

と記し、紀年の意である漢語「紀」と和語「日継」の「異質性は甚だしい」と説き、「帝紀」「帝皇日継」を同一のものとするのは、「帝紀」「帝皇日継」「先紀」「本辞」「旧辞」「先代旧辞」を同一内容の言い換えと捉えてきた従来の伝統的な解釈に依拠するものであり、慎重な検討が必要であると説く。

このように従来の研究を概観するとき、語義の検証や外部的な資料の検討が盛んになされているのに対して、『古事記』序文のヨミに即して検証した見解がほとんどないことに驚きを禁じえない。なぜ、帝紀」「帝皇日継」「先紀」は同一であり、「本辞」「旧辞」「先代旧辞」は同一でありえるのか。山田孝雄が、これらの語の相違を避板法と記したのは一つの解決策であったが、文脈に即して理解した時、そのような方法で解釈しうるのであろうか。

今、文脈に即して、検討を加えれば、Fの「旧辞」とGの「旧辞」は、まったく別のものであることは疑いがない。元明朝において、唯一正伝と認められたのは「勅語旧辞」であり、Fの「旧辞」「先紀」は、「誤忤」「謬錯」をふくむものであったからである。それをただすため、元明は、太安万侶にその「勅語旧辞」の「撰録」を命じたのである。さらに、「勅語旧辞」は、天武が阿礼に誦習することを命じた「帝皇日継及先代旧辞」(D)をもととするから、これが、Fの「先紀」「旧辞」と相違することも明らかである。

Aの「帝紀」「本辞」とBの「帝紀」「旧辞」の関係は次のようなものとして把握される必要がある。Aの「帝紀」「本辞」は、諸家の「賈」るものであり、それは、「既違正實、多加虚偽」という状態で

あった。Bは、この諸家の「帝紀」「本辞」を「討覈」「撰録」という意味ではあるまい。諸家の「帝紀」「本辞」が「既違正實、多加虚偽」という状態であるが故に、規範となるべき「帝紀」「旧辞」を「討覈」「撰録」という意味でなければならぬであろう。

「帝紀」「本辞」を「既違正實、多加虚偽」と判断するにはそれなりの根拠があったものと考えられる。即ち、天武朝には、それなりの正伝と認められるものがあつたのではないかと思う。天武朝には、天武九(天武紀十)年三月十七日に「記定」された、「帝紀及上古諸事」があつた。この「記定」された帝紀が『古事記』始祖記事と密接に関係することは別稿で述べた。<sup>11)</sup>天武朝には権威ある「帝紀及上古諸事」が存在し、それに対して、諸家の「帝紀」「本辞」が齟齬をきたしているというのが、Aの文章の意味するところであつたろう(この点後述)。Bは、「記定」された「帝紀及上古諸事」をもとに諸家の「賈」る「帝紀」と「本辞」を「討覈」し、正しい「帝紀」「旧辞」を「撰録」せよとの勅命であつたと読み取ることができる。

こうして、Aの「帝紀」「本辞」は諸家に伝えられた具体的な伝えである。Bの「帝紀」「旧辞」は、あるべき正しい伝えである。諸家の「帝紀」「本辞」の誤りをただすため、「討覈」「撰録」という天武の意志によって、稗田阿礼が「誦習」したのが「帝皇日継」「先代旧辞」である。序文は、率直によめば、このように理解される。

このようによんで、はじめて、Eの「然運移世異、未行其事矣」の一文も理解することができよう。この「其事」に本居宣長は、前述したように、「討覈ありし帝紀旧辞は、いたづらに阿礼が口へのこり、撰録の事果たし行はれずして」あつたと説く。天武朝に「討覈」の

ことが行われたであろうとする解釈は、現在でもほぼ通説化している。これに対して、津田左右吉の批判があるが、津田説もまた問題を解決するものではなかった。倉野憲司は、津田説に依拠しつつ、阿礼が「誦習」したのが「帝皇日繼」「先代旧辞」であることに注目し、權威ある一本を天武が策定したとして「これこそ正旨の保存されてゐるもの」と論じたのは、従来の諸説がもつ問題点を解決しようとしたのであろう。しかしながら、そう論じて「未行其事矣」を説明しえてはいないし、いつ「討覈」が行われたかについて説明しえない点においては同断である。

そもそも、津田が「其事」の内容として、「撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実」を考えたのは、適切ではなかったと思われる。Eの文の「欲流後葉」の「欲」の字をめぐるのは、宣長以来、その位置について疑問が呈されている。矢島泉は、「欲」は「流後葉」のみをさす天武の意図であるとして、「討覈」「撰録」のことは既に達成されていたとする新解釈を示したが、この一文は



の如き構文として捉えるべきものであり、「偽りを削り実を定め」た結果を「後葉に流へむと欲ふ」いうのが天武の意志であったとみるべきであろう。その手段として、「帝紀」「旧辞」の「討覈」「撰録」があるのである。したがって、「其事」とは、直接的には「削偽定実、欲流後葉」であり、それが「未行」とある以上、「討覈」も「撰録」も行われてはいなかったとみるべきなのである。

このことは、元明朝にあつても、「旧辞之誤忤」「先紀之謬錯」(F)

と記されていることによつて明らかであろう。天武朝の諸家の「帝紀」「本辞」が「既違正実、多加虚偽」という状況は、いつこうに改まらずに存在したのである。したがって、「削偽定実、欲流後葉」という天武の意図は、元明朝にあつても「未行其事矣」という状態であつたことは疑いない。

天武朝に「討覈」を経た「帝紀」「旧辞」が存在したという見解は、ほぼ通説化している。しかしながら、序文による限り、そうした徴証は一切ないことを確認しなければならない。それは、「誦習」を力タリのための暗誦と捉えても、訓読のための行為と捉えても、天武朝にそれが存在したはずであるという思いこみによる憶説にすぎない。まして、『原古事記』なるものが存在した徴証などはみじんもない。E、Fによる限り、すくなくとも、權威ある「帝紀」「旧辞」が世上に流布していなかったことは確実である。

繰り返すが、唯一、元明が正説と認めたのが「勅語旧辞」である。これが、「勅語阿礼、令誦習帝皇日繼及先代旧辞」とあるものであることは疑いがない。従来、他の部分が、「帝紀及本辞」などと対になっているのに対して、ここだけが「勅語旧辞」とあり、「勅語」は「帝紀」の誤りであるとか、「旧辞」で「帝紀」を含めているなどの見解が示されているが、それらもまた憶説にすぎない。序文を率直に読む限り、阿礼が「誦習」した「帝皇之日繼及先代之旧辞」は、元明朝には「旧辞」として伝来したのである。即ち、阿礼の「誦習」は、「帝皇日繼」と「先代旧辞」と二つの概念で表記されるものを、「旧辞」という一つのものにまとめ上げる創造的な行為であつたと考えられる。それは、菅野雅雄が、

さらに「勅語旧辞」の「勅語」が、序第二段末の「すなはち、阿礼に勅語して帝皇日継及び先代旧辞を誦み習はしめたまひき」の「勅語」と重ね合わせられるとすれば、「帝皇日継・先代旧辞」は共に「勅語旧辞」の「旧辞」の中に包括されていることになり、この観点からすると『記』の筆録者太安万侶は、筆録した『古事記』の本文内容を一括して「旧辞」と考えていたと言えるのではなかろうか。

と説くとおりである。<sup>18)</sup>ここに、阿礼の創造的な「誦習」が「討覈」そのものであったと信じる理由の一つがある。

第二に、Bの「撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実、欲流後葉」という天武の詔勅に続いて、Cの阿礼の紹介をはさんで、Dの阿礼による「誦習」のことが連続していることである。前述したように、Eの「未行其事矣」の「其事」は天武の「撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実、欲流後葉」こと以外には考えられないから、C、Dは疑いもなく「削偽定実、欲流後葉」に関係している。B、Eにはさまれた位置に、そのこととまったく無関係なC、Dが記されるはずはないからである。阿礼の「誦習」は、「削偽定実、欲流後葉」のためのものであり、その手段は、「撰録」「討覈」である。「撰録」は後世安万侶によってなされたのであるから、ここは「討覈」のことであったに相違ない。

従来の諸説は、BとCの間に、「帝紀」「旧辞」の「討覈」を考えたりに、ここに『原古事記』の編纂を考えたりするのであるが、かりに、そうしたことが行われたとしたら、天武の意志に基づく「討覈」を記さず、その結果としての「誦習」を記したことになる。そのような解釈は、筆者にはあまりに無理なものであるように思われる。

『古事記』序文を文脈にそって率直に読むなら、前述のような結論に至らざるをえない。即ち、元明朝の世上には、誤謬に満ちた「帝紀」「旧辞」が流布する一方、元明が正説と認めたものは、稗田阿礼の「誦習」する「旧辞」の中にだけあったのである。

それは、阿礼の「誦習」が「勅語」によるということと密着する。「勅語」の解釈が宣長において揺れていたことはすでにみてきたところであるが、西條勉は、その用例を検討して的確な解釈を提示している。<sup>19)</sup>西條があげた例から一例をとれば、

中務省は、勅語を宣りを伝ふること、必ず信有るべし。故に、改めて信部省とす。<sup>20)</sup> 『続日本紀』天平宝字二年八月二十五日

の一文がある。これによれば、「勅語」は天皇のことばそのものであり、それを忠実に伝えるのが中務省である。詔勅は、中務省という公的な機関を経て発せられるものであり、「勅語」は、それ以前の天皇のことばそのものという理解をえることができる。「天皇の大御口づから詔ひ属るなり」という宣長の記述は、この事情を的確に指摘している。したがって、「勅語」は、西條が指摘するように、

中務省の正式な機関を経ずに発せられるのであるから、朝廷の国家的な「詔」や「勅」に対しては、公的ならざるいわば私的な性格を帯びる

のであり、それは、「時有舍人、姓稗田、名阿礼」の一節と不可分の関係にある。即ち、「勅語」は「舍人」である稗田阿礼に発せられた正式な機関を経ない、天武のことばなのである。「勅語旧辞」は、宮廷の閉ざされた空間で、阿礼によって「誦習」されたカタリであったのである。

以上の考察を経て、『古事記』成立の部分の序文を解釈すれば、左の如くになる。天武朝には、諸家に「帝紀」「本辞」なるものが伝えられていたが、それは、「既違正実、多加虚偽」ものであった。即ち、諸家のそれぞれの自家の歴史が、天皇家のそれと矛盾を抱え込んでいる故に、天武は、「帝紀」「旧辞」というものを、「討覈」「撰録」することによって、「削偽定実、欲流後葉」という意志をもった。その意図を達成する「討覈」のために、まず稗田阿礼に「帝皇日繼」と「先代旧辞」の誦習を命じたのであるが、それは、舍人に対する「勅語」であつたが故に、世上に流布することはなかつた。それが、「未行其事矣」という状態である。元明朝までそうした状態は続いたが、元明の命によつて、阿礼が「誦習」してきた「勅語旧辞」が「撰録」され、『古事記』の成立に至つたということであろう。

#### 四、「帝紀」「旧辞」成書化説批判

『古事記』序文を、その文脈にそつて率直によめば前節の如き解釈に行き着く。しかし、それは、従来の諸説と大きく相違する。それは、「帝紀」「帝皇日繼」「先紀」と「本辞」「旧辞」「先代旧辞」の捉え方に根本的な相違があることに起因するであろう。

「帝紀」「旧辞」理解で、その後の出発点になつたのが、「帝紀」「旧辞」を成書化されたものと考へた津田左右吉の見解であることは周知の通りである。しかしながら、津田の論は、「帝皇日繼」「先紀」は「帝紀」の言い換えであり、「本辞」「先代旧辞」は「旧辞」の言い換えであるとする従来の見解を無批判に前提にするものである。そうした意味で、津田の論は、その前提において問題があつたといわざる

をえない。津田によれば、欽明朝に成書化された「帝紀」「旧辞」が諸家に伝来する間に、大きく改竄されたというのであるが、「帝紀」というものが津田のいうように天皇家の系譜であつたとするならば、諸家にそれが伝来した理由を、筆者は思い描くことができない。この点に関して、武田祐吉は、

帝紀の本質は、天皇騰極の正しき歴史を伝うるにあり……中略……これを主脈として、さらにこれをめぐつて、皇別、神別、諸蕃の諸氏の、皇統との御歴史との関係をも説くのである。……中略……皇統を中心として各氏の氏族志たる性質は、こゝに認められねばならない。

と説く。「諸家之所費帝紀」とは、右のごとく「皇統との御歴史との関係を」説くものであること以外には考えがたい。武田の見解は是認されるべきであろう。津田の説くところでは皇統譜全体に及ぶものとなるが、そうしたものが、なぜ、諸家に伝来したのであるか。また、もし津田の説く如きものであつたなら、それは、権威あるものであつたはずであるが、それが改竄されたなどという事は、到底ありえない。允恭紀には、

群卿・百寮と諸国造等、皆各言さく、或いは帝皇の裔、或いは異しくして天降りといへり。然れども三才顯れ分かれてより以来、多に万歳を経たり。是を以ちて、一氏蕃息して、更に万姓と為り、其の実を知り難し。

の一文があり、このような諸氏族の由来が皇統譜に位置づけられるという意味において「帝紀」と記されたのではあるまいか（この点なお後述）。即ち、「諸家之所費帝紀」とは、自家の始祖を皇統譜におく氏

族の系譜であり、それは自家の系譜・伝承に限った断片的なものであったと考えるべきであろう。

津田の、「帝紀」「旧辞」成書化説は、基本的に成りたがたいものと思うが、津田の説くところを吟味してみたい。実は、津田がそのように考えた理由は、ほとんど根拠がないように思われる。今、それと  
思われる部分を抜粋すれば、次の通りである。

⑦ ところで、此の帝紀旧辞が文字に写されたものであることは「所費」といふ語からでも推知せられる。

⑧ 旧辞といふ名は、口で伝誦せられてゐたものででもあるかのやうに聞こえるか知れぬが、文字に写された詞章または物語を「辞」または「語」と称することはシナの書籍の一般の慣例であるのみならず、日本書紀でも、安康紀三年の条の註にある「辞」、雄略紀の巻首の註、同紀一四年二二年の条、用明紀元年の条などに見える「語」が現にさうであるから、旧辞の名によつて、それを文字に写されたものでないとするこ  
とはできない。

⑨ また旧辞の「辞」が「ことば」を主にしていつてゐるのでないことは、旧辞の内容が上古諸事であること、それが「辞」といふ文字を用ゐてない帝紀と並び称せられてゐること、また此の上表の全体の主意から見て明かである。

⑩ 既に文字が用ゐられる以上、何等かの方法によつて国語をそれと写さうとするのは自然の要求であるのみならず、我が国の漢字の用法は、もと百済人から学んだものであるが、其の百済の本国に於いても、やはり漢字で百済語、少くとも百済

の固有名詞、を写してゐたのであるから、其の方法もおのづから我が国に伝へられたに違ひない。

まず、⑦に關していえば、一般的に「諸家之所費帝紀及本辞」は、諸家が持ち伝えて来たの意に解される。そう理解した時、なぜ「所費」の語から「帝紀」「旧辞」が文字に写されたものであるといえるのか、津田の発言は、筆者には理解が及ばないところがある。ただし、平田俊春は、「費」字は、持参することであつて、伝来するの意はまったくないと捉えた<sup>23</sup>。この平田説を受けて、西條勉は、「諸家之所費帝紀及本辞」は、「諸家が宮廷に持参した帝紀・旧辞」という具体的な現実をさすのだと捉える<sup>24</sup>。こうとらえれば、津田の論は成立しうるであろう。しかしながら、既に、既に西宮一民が指摘するように、そうした解釈は、「朕聞」との間に齟齬があるように思われる<sup>25</sup>。「帝紀」「本辞」が正実に違い虚偽を加えていることは、天武にとつては伝聞のことであつて、それを實際にみたわけではない。諸家が持参したという「帝紀」「本辞」を、仮に天武自身がそれとみるとがなかつたとしても、伝聞の形で記すことはなかつたであろう。もとより、文字の解釈を厳密に行うというのは当然のことであるが、しかし、それは、中国の用法をそのまま日本に当てはめることではないはずである。たとえば、イザナキのヨミの国訪問譚では、「黄泉」の文字を使用している。疑いもなく、「黄泉」は地下世界をあらわす。しかしながら、そのことをもつてヨミの国を地下世界とすることはできないであろうことを肝に銘じるべきである<sup>26</sup>。

⑧に關していえば、たしかに文献上にあらわれた「辞」の用例は、文字に記されたことばを指す場合が多いが、「辞」は、必ずしも記さ

れたことばに対してのみ用いられるのではなく、口頭のことばであったことも決して希なことではない。たとえば、手近な例をとつても、『文選』東都賦の「吾子曾不是賭」に付された李善注に「鄭玄曰、吾子、相親辞也」や、同「有憑虚公子者」に付された「皆古人相推敬之辞」などの「辞」や、『芸文類聚』短宋玉曰、玉為人体貌閑麗、口多微辞、又性好色」の「辞」を見いだすことができ、これらはいずれも口頭のことばであろう。しかも、かりに、「辞」が記されたことばであつたとしても、そのことは、「旧辞」が書籍であつたことに直結するものではない。たとえば、津田も問題とする安康紀三年の割注には、「辞具在大泊瀬天皇紀」とあり、雄略紀にある「辞」は、記されたことばではあつても、明らかに書籍ではない。「辞」とは、記されたことば、口頭のことばの両者を含むものであつたという以外の解釈は成り立つまい。

⑨の「旧辞の「辞」が「ことば」を主にしているのではない」というのは、筆者には理解不能である。また、「旧辞」の内容が「上古諸事」と重なる可能性は少なくないと思われるが、それをことばであらわしたのが「旧辞」であつて、何の不都合もない。また「辞」の文字を含まない「帝紀」と並び記されているから、それが、ことばを「主にしているのではない」とは到底言えないであろう。序文全体の主意から考えてみるのは当然のことであるが、その具体的な理由を津田は記してはいない。⑩で国語を文字で書きあらわそうとした営みが行われていたというのは、津田の説とおりであるが、それが、「旧辞」が書籍であることを証することに直結するものでないこととはいうまでもない。これらを要するに、津田が「帝紀」「旧辞」を

書籍とみることには、何の論拠もないことが明かである。

むしろ、「帝紀」「旧辞」は、書籍ではないと思われるいくつかの徴証をあげることができる。第一に、天武天皇紀十年681三月十七日条にみえる、

丙戌に、天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀と上古の諸事を記定めしめたまふ（令記定帝紀及上古諸事）。大嶋・子首、親ら筆を執りて録す。

の「帝紀」は、「上古諸事」と対で記される。津田自身が、上古諸事を「旧辞の内容」と記すように、これは書名でなく、記載の内容であるとみるのが自然であろう。武田祐吉が、

「川島の皇子等をして、帝紀および上古の諸事を記し定めしむ」とあり、上古の諸事が書名とは認めたいものである以上は、これに対する帝紀も、書名としてではなく使われているとみるべきである。

と記すとおりでであろう。これに加えて、「記定」とは記すことによつて定めることであるから、書籍を定めるといふ言い方はあまりに不自然であり、実際、記紀を通して、書籍を定めるといふ言い方は存在しない。これは、様々なありよう示している「帝紀」「上古諸事」というものの、正統なものを記し定めるといふ意味以外ではありえない。

ただし、「天平廿年六月十日自平摂師手而転撰写取」と記された「写章疏目錄正倉院文書」の中に「帝紀二卷 日本書」と記されていることが注目されてきた。したがって、天平二十八年の段階で、『帝紀』

なる書籍が存在したことは確実である。この『帝紀』がいかなるものであるかは、想像の域をでるものではないが、書写する漢籍・仏典を中心とする約一七〇の書籍の一つに挙げられているだけであり、さほど重要視されている形跡はみられない。この『帝紀』と天武紀並びに『古事記』序文の「帝紀」がいかなる関係にあるかもまた、憶測の域をでるものではない。他に「帝紀」というものの存在が確認されない以上、何らかの関連があるとみなすべきであろうか。かりにそうであるとしても、それは、天武紀十年の「帝紀」の意味するところが書籍であった事を証するものではない。天武紀十年に「帝紀」というものを「記定」したとして、それは、「帝紀」という標題のもとに伝来されたであろうから、天武紀に「帝紀」を「記定」したものが、天平に『帝紀』という書名で伝来したと考えることは十分に可能なのである。このほか、『上宮法王帝説』に、『帝記』なるものから引用した文を引いているが、これについては後述する。

第二に、序文の中においても、「帝紀」と同種のものと同められるものが「帝皇日繼」「先紀」「旧辞」の場合には「本辞」「先代旧辞」と複数の称呼によって記されていることである。この点についても、武田祐吉は

帝紀の語が、一度は、帝皇の日繼の語に置き換えられているのであるから、これも一応、成書をさすにあらざるとみるのが順当である。<sup>(28)</sup>  
 と説く。「帝紀」「旧辞」に代表される種々の称呼が存在することについても後述する。

こうして、天武朝に「帝紀」「旧辞」なる書籍が伝来したとみるこ

とは、まったくいいほどにできないであろう。

## 五、国史の編纂と「帝紀及上古諸事」の「記定」

津田は、欽明朝における「帝紀」「旧辞」の編纂を想定し、それ以外の史書の編纂を認めない立場に立つ。<sup>(29)</sup> しかしながら、周知の通り、推古紀二十八620年条には

是の歳に、皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記と国記、臣・連・伴造・国造・百八十部、并せて公民等の本記を録す。

の記事がある。この記事に関して、津田は「公民」の語のあることを疑い、これらは十七条の憲法の記事と同様に、聖徳太子の偉業を誇張するためのねつ造であるとして、信に堪えないものであると断じた。津田の指摘に加えて、「天皇」の称は天武・持統朝の成立とみるのが大勢であり、この点からも、疑わしい点があるのは確かである。<sup>(30)</sup> だが、いわゆる用字の問題をもって、その記事に記されたことの有無自体を判断することには、慎重であるべきであろう。後世の解釈や用字を付加しながら、歴史の叙述がなされることは予期しなければならぬ。

この『天皇記』『国記』については、皇極紀四645年六月十三日条に

蘇我蝦夷等、誅せらるるに臨みて悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。  
 船史患尺、即ち疾く焼かるる国記を取りて中大兄に奉獻る。

とあり、これは、聖徳太子の偉業とは無関係であるから、皇極朝に『天皇記』『国記』のごときものが存在したことを疑うことは難しいであろう。『天皇記』という名称は別にして、推古朝には、何らかの修史事業がなされたものと思われる。

したがって、榎木英一が、「臣・連・伴造・国造・百八十部、并せて公民等の本記」を『国記』の原注とみたことには十分な理由がある。さらに、近年、笹川尚紀は、推古朝にこの「臣・連・伴造・国造・百八十部、并せて公民等の本記」が編纂された可能性を指摘して、氏族の系譜や王権への奉仕の由来を説いたものであったと推定している。

皇極紀の記事の如きは、船史の功績を顕彰するものであろうが、こうした記事が記されるのは、『国記』なるものが、後世まで伝えられたことによるのではあるまいか。また、『新撰姓氏録』序文に、天武朝までこの『国記』が伝えられ、庚午年籍に利用されたと記すのは、あながち、根拠のないものと断じることではできないのではあるまいか。

このほか、この『天皇記』『国記』のほかに、欽明紀二年三月条の割注に『帝王本紀』が、顕宗天皇即位前紀に「譜第」が見えているほかに、『上宮聖徳法王帝説』に『帝記』が引用されている。これらは、その内容の一端がかるうじて判明するが、おそらくは『古事記』の直接的な資料ではなかったと思われる。

欽明紀にみえる『帝王本紀』は、欽明の後裔を

次堅塩媛同母弟曰小姉君。生四男一女。其一曰茨城皇子、其二曰葛城皇子、其三曰渟部穴穂部皇女、其四曰渟部穴穂部皇子、【更名天香子皇子。一書云、更名住迹皇子。】其五曰泊瀬部皇子。と記した割注に、

一書云、其一曰茨城皇子、其二曰泥部穴穂部皇女、其三曰渟部穴穂部皇子、更名住迹皇子。其四曰葛城皇子、其五曰泊瀬部皇子。一書云、其一曰茨城皇子、其二曰住迹皇子、其三曰渟部穴穂部皇女、其四曰泥部穴穂部皇子、更名天香子。其五曰泊瀬部皇子。

帝王本紀に、多く古字有りて、撰集の人、屢遷易を経たり。後人習読のとき、意を以ちて刊改し、伝写既に多にして、遂に舛雜を致し、前後次を失ひて、兄弟参差なり。今し則ち古今を孝覈し、其の真正に帰す。一往に識り難きは、且く一に依りて撰ひて、其の異を注詳す。他も皆此に效へ。

と記される。この『帝王本紀』は、一書を含む諸資料の全体を意味する普通名詞であるとも考えられるが、「撰集の人」とあるので、ひとまずは成書化されたものとみよう。これが、顔師古の『漢書』叙例によることは、既に指摘があるが、『漢書』叙例の場合とは大きな相違がみられる。本文と一書の間には、皇子女の名そのものにまったく異同がなく、「更名」も基本的に一致していることを考えるべきであろう。即ち、本文と一書の相違のあり方と、「帝王本紀云々」以下の記事のあり方が一致していない。この場合問題となっているのは、基本的に皇子女の出生の順番が主であり、「兄弟参差なり」の状況がうまれた原因と、それに対する対応を漢籍の文を借りて注したというのが実態であろう。『帝王本紀』では、皇子女名に異同があったという明証はない。むしろ、『日本書紀』の割注の場合には、「一往に識り難きは、且く一に依りて撰ひて、其の異を注詳す」とあるのであるから、皇子女名に異同はなかったとみななければならない。

ところが、『古事記』の欽明天皇の系譜では、

又娶岐多志毘売命之姨小兒比売生御子馬木王、次葛城王、次間人穴太部王、次三枝部穴太部王、亦名須壳伊呂杵、次長谷部若雀命【五柱】

と記され、出生の順番は欽明紀本文と同じであるが、その他は大きく

相違している。その称号が『日本書紀』が「皇子」「皇女」と統一され、『古事記』が「王」「命」等不統一であることは別にしても、両者の皇子女名で一致するのは、「葛城皇子」（葛城王）だけであり、他の皇子女名は悉く相違する（傍線部参照）。決定的なのは、『日本書紀』では母「小姉君」が「堅塩媛」の「同母弟」であるのに対して、『古事記』では母「小兄比賣」は「多志毘売命」の「姨」と記されていることである。『帝王本紀』と稗田阿礼が「誦習」した『帝王日繼』とは別のものであろう。

顕宗即位前紀の「譜第」もまた、割注に記されたものである。

弘計天皇、【更名来目稚子】大兄去来穗別天皇孫也。市辺押磐皇子子也。母曰黃媛。【黃、此云波曳。譜第曰、市辺押磐皇子娶蟻臣女黃媛、遂生三男二女。其一曰居夏姫、其二曰億計王、更名嶋稚子、更名大石尊。其三曰弘計王、更名来目稚子。其四曰飯豊女王、亦名忍海部女王。其五曰橘王、一本、以飯豊女王、列叙於億計王之上。蟻臣者葦田宿禰子也。】

顕宗天皇（弘計天皇）の系譜は、『日本書紀』ではこの割注に引用される「譜第」にあるのみである。おそらく、『日本書紀』の原資料となったものには、その資料がなく、例外的に割注で「譜第」を引用し、その系譜を明らかにしようとしたのではあるまいか。因みに、『日本書紀』では、「譜第」はここ一カ所に見えるだけであるが、『続日本紀』に目を広げると、

●畿内・七道の諸国は、国擬を除く外に、別に難波朝廷より以還の譜第重大なる四五人を簡ひて副ふべし。如し譜第無しと雖も、身の才倫に絶れ、并せて労効衆に聞えたる者あらば、別に状を

亦副へて、並に朝集使に附けて申し送れ。

天平七年五月二十一日  
●頃年之間、郡領を補任するに、国司先づ譜第の優劣、身才の能不、舅甥の列、長幼の序を検して、擬てて省に申す。……中略……或は譜第軽しと雖も勞を以て薦め、或は家門重しと雖も拙を以て却く  
天平勝宝元年二月二十七日

●今より已後、郡司も亦、見任を解き、法に依りて罪を科せよ。重大の譜第有りと雖も、子孫を任用すること得ざれ。

天平勝宝四年十一月七日  
●譜第を勘ふることに莫く、郡司に任すること聴すべし。

宝龜三年四月二十日  
●諸国郡司、官物を焼かば、主帳已上は皆、見任を解く。……中略……また、譜第の徒、情に覬覦を挟みて、事、故に焼くに渉る者は、一切に銚擬を得ること勿かれ。

宝龜四年八月二十七日  
●其の郡司は決罰を加えて、見任を解き、兼ねて譜第を断て。

延暦四年五月二十四日  
●譜第の徒は傍人を害はむと相焼き、監主の司は虚納を避けむとして火を放てり。今より以後、神災・人火を問はず、当時の国郡司を填して備へしむべし。仍りて見任を解きて、譜第を絶つことなかれ。  
延暦五年八月八日

の如き例が見えている。これらの例によれば、「譜第」は、郡司層の系譜・家柄の意味に用いられる普通名詞であり、顕宗即位前紀の「譜第」が、『続日本紀』のそれとまったく同じであった保証はないが、

天皇家の系譜を記した書籍であったとは考えがたい。「譜第」は、後の郡司にあたるような氏族の系譜であったと考えるべきではあるまいか。顕宗即位前紀は、そうした「譜第」によつて、系譜が明らかでない、顕宗・仁賢天皇の系譜を割注で補つたものと思われる。

一方、『古事記』では、「市辺王の王子等、意祁王、袁祁王」（安康記）、「天の下治らし賜へる 伊耶本和気天皇の御子 市辺之押齒王の奴末」（清寧記）とあるだけで、市辺之押齒王の系譜は記されていない。即ち、この「譜第」なるものは、まったく『古事記』には採用されてはいないのであり、これも、阿礼が「誦習」した「帝皇日繼」とは別物であつたとしなければならぬ。

「譜第」の系譜は、『古事記』とは齟齬をきたしているように思われる。問題は、飯豊女王である。『古事記』では、履中記に、市辺之忍齒王の同母の妹として飯豊郎女が見え、清寧記には飯豊王が見えてゐる。この飯豊王は、顕宗・仁賢天皇の即位に重要な役割を果たしている。

故天皇崩りましし後、天の下治らすべき王無し。是に日繼知らず王を問ふ。市辺之忍齒王の妹、忍海郎女、またの名は飯豊王、葛城の忍海の高木角刺宮に坐す。……是にその姨飯豊王、聞き歎びたまひて、宮に上らしめたまふ。  
(清寧記)

顕宗即位前紀引用の「譜第」では、飯豊女王は、顕宗・仁賢天皇の同母の妹と記されており、こうした系譜では、清寧記のごとき伝承は成立しがたいであろう。履中記では、市辺之忍齒王・飯豊王の母は、葛城之曾都比古の子である葦田宿禰の娘黒姫である。ところが、「譜第」では、飯豊女王は、市辺押磐皇子と萋媛の間の子であり、萋媛は

蟻臣者葦田宿禰子と伝える。この「譜第」なるものは、葦田宿禰家に伝えられたものであり、自家の誉れを伝えるものであつたのではなからうか。これは、『古事記』序文のいう誤り多き「諸家之所費帝紀及本辞」の一例であり、『古事記』はこうした伝承を採らなかつたものと推察する。

『上宮聖徳法王帝説』引用の『帝記』は

釋して曰く、法興元世一年、此れ能く知らざる也。但し帝記を案ふるに云はく、「小治田天皇の世、東宮厩戸豊聡耳命、大臣宗我馬子宿禰、共に平章して三宝を建立し、始めて大寺を興す。故、法興元世と曰ふ」といふ。これ即ち銘に云う法興元世一年也。

の一文を載せるが、推古記にはそうした記事は一切見えておらず、『古事記』とは無縁のものであつたと考えられる。また、『日本書紀』の側でも、「法興元世」の元号は採用していないのであるから、その第一の資料でもありえないであろう。

ようするに、現存『古事記』『日本書紀』以外にも、史書の編纂は行われたものと考えられ、本稿に挙げた『国記』『帝王本紀』『譜第』『帝記』などは、おそらくは、天武朝に存在したであろう。ただし、それらは、直接的に『古事記』の原資料となりえたものではないであろう。

『古事記』の直接的な資料となつたのは、天武紀十年条にみえる「帝紀及上古諸事」であつたろう。この点について、筆者は、「帝紀及上古諸事」が『古事記』の始祖記事の基本的な資料であつたことを論じた<sup>(26)</sup>。今、その要点のみを略記すれば左の通りである。

A『古事記』『日本書紀』の氏祖記事は、始祖記事と祖先記事に分

けて考えるべきで、それを集計すれば、

『古事記』 始祖記事 ↓始祖七一人(神)、一九六氏族

祖先記事 ↓祖先三二人(神)、二三氏族

『日本書紀』 始祖記事 ↓始祖四一人、五六氏族、

準始祖記事 ↓始祖一〇人、一二氏族、

祖先記事 ↓祖先六三人(神)、四三氏族

の結果を得る。これによって、『古事記』が圧倒的に始祖記事に関心を示している事実をみてとることができる。

B 『古事記』始祖記事では、ほとんどの氏族が皇系氏族のものであり、その他天孫降臨に伴った始祖、神武東征で功績のあった始祖を持つ氏族をあわせて約九八%をしめる。

C 『古事記』始祖記事は、その掲載氏族が、『古事記』祖先記事・『日本書紀』始祖記事・祖先記事と相違して、あきらかに欽明以降の氏族状況によって記されている。

D 天武十二(天武紀十三)年に制定された八色の姓のうち、真人賜姓氏族一三氏中七氏は『古事記』始祖記事掲載氏族であり、朝臣賜姓氏族五二氏族中、やや問題のある山背臣を含めて、四二氏族が『古事記』始祖掲載氏族と一致する。のみならず、他の氏族についても、『古事記』に掲載されなかった理由が合理的に説明できる。

E 『古事記』始祖記事の原資料、真人・朝臣賜姓記事の資料は、天武朝の同一時期であり、それは、天武紀十年三月十七日に記定された「帝紀及上古諸事」であったと考えられる。

F 天武の真人・朝臣賜姓氏族は、『古事記』始祖記事では必ず上位

に記され、宿禰・忌寸賜姓氏族では、そうした傾向はない。

G のみならず、真人・朝臣賜姓氏族は『古事記』始祖記事とその掲載順序が基本的に一致する。その例外となるのは、賜姓記事で天武朝の氏族状況を勘案し、『古事記』始祖記事で和銅五年当時の氏族状況を勘案したためである。

こうして、「帝紀及上古諸事」の「帝紀」が『古事記』序文にいうところの「帝紀」と同じ意味内容を持つことは、明らかであろう。「帝紀及上古諸事」の「帝紀」は明らかに、『古事記』の二行書き始祖記事に利用されている。

ここで、第一に確認しなければならないのは、『古事記』二行書き始祖記事は、『古事記』の祖先記事や『日本書紀』の始祖記事・祖先記事と相違して、天武朝の氏族状況によって書かれた、孤立した存在であることだ。ここからはほぼ確実な推測として導き出されるのは、「帝紀」は、天武朝に新たに「記定」されたもので、『古事記』のみを利用され、『日本書紀』には無関係であったということである。

第二に、「帝紀及上古諸事」は、続く天武の賜姓、ことに八色の姓制定のために編纂されたものであるらしく、それが、天武朝の氏族状況によって書かれていることを勘案して、「帝紀」の「記定」は天武朝の新たな試みであったということである。この点、西條勉が、太田善麿の論によりつつ、

そもそも、神代の中心である「高天原」とその主宰神「天照大神」が推古朝に存在したかどうかも疑わしいのである。

と述べ、「帝紀」を天武朝の編纂とみたことに、同じなければならない。

こうして、「帝紀及上古諸事」は、それまでの諸史書を基に、新たに天武朝に「記定」されたものであり、『古事記』はそれを第一の原資料として、稗田阿礼の「誦習」を経て、太安万侶によって「撰録」されたものであることが想定される。従来、『古事記』の序文から、それが「帝紀」「旧辞」からなることを想定し、『日本書紀』は『古事記』と基本的には同じ内容を持つことから、『古事記』『日本書紀』ともに「帝紀」「旧辞」を基本資料として編纂されたとみなしてきたが、『日本書紀』が「帝紀」「旧辞」によったという徴証は一切ない。両書に一致する点がまみられるのは、「帝紀及上古諸事」の資料と『日本書紀』の資料が、ともに宮廷にあつたという事情によるのではあるまいか。

## 六、『古事記』と「帝紀及上古諸事」

それでは、「帝紀及上古諸事」とはいかなるものとして存在したものであろうか。

こうした意味での従来の「帝紀」「旧辞」論の出発点となつたのもまた、津田左右吉の論攷であつた。津田は、「帝紀」を、神代を含めた「皇室の歴代の系譜及び皇位継承のことを記したものの」、「旧辞」を、神代・天皇代の「種々の物語」を記したものと見て、今日の帝紀・旧辞論の基礎をつくつた。

この津田説を受けて、武田祐吉は、「帝紀」を「御統柄」「御名」「皇居と治天下、及び御宇の年数」「后妃、皇子皇女及び皇子皇女の御事績」「重要な御事績の簡単なる記事」「宝算、崩御の年月日、山稜」の六項目と推定し、のこりの部分を「旧辞」と推定した。同様に、

倉野憲司は、「帝紀」を「天皇の騰極」「后妃皇子」「史的事実若しくは史的事実と信ぜられた皇室関係或いは国家的事項」「崩御年寿」の四項目に整理し、のこりを「旧辞」と推定した。

しかしながら、これら通説とみなされている諸見解は、大きな問題を含み持っている。なによりも、武田・倉野が認めているように、「帝紀」部と「旧辞」部を截然と分類することは、不可能なのである。ことに問題となるのは、上巻のスサノヲの系譜、オオクニニシの系譜等、出雲系の神々の系譜であろう。これらの系譜のみの記事は、出雲系の神々の系譜であるから津田以下がいう「帝紀」には含まえず、系譜であるから「旧辞」にも含まれないものとみななければならぬ。そもそも、『古事記』においては、物語部分は系譜部分と密着して記されている。西郷信綱が、「系譜やヒツギが物語をふくむのは何ら特別のことではなく、むしろその方が本来の姿であつた」と記すとおりである。

西郷自身は、系譜部分と物語部分は本来有機的な関係を有するという視点から、「帝紀」と「旧辞」は、記しあらわされる時代の相違に基づくと考え、「帝紀」は人代部（中・下巻）、「旧辞」は神代部（上巻）の資料となつたと捉える。こうした見解によれば、スサノヲの系譜、オオクニニシの系譜等の問題は解決するであろう。

これとは別に、西條勉は、上巻を〈王家のモト〉Ⅱ「旧辞」、中・下巻を〈王家のツギ十諸家のモト〉Ⅲ「帝紀」とする新見解を提示した。西條は、天皇家・諸家の伝承を、「稻荷山古墳出土鉄剣銘」の銘文によつて、天皇家・諸家の伝承は、本来、系譜と物語が一体となつたものであることを想定して、皇祖・氏祖と、それに続き先祖の系譜と物

語を持つものであると考え、それを、モトツギ構造と捉えた。西條は、(諸家のモト)(中・下巻)が(王家のツギ)(上巻)に組み込まれることによって、右の如き構造が現出したと説くのである。<sup>⑧</sup>

西條の見解は、きわめて魅力的なものであるが、問題もある。それは、神野志隆光が、西郷信綱説に対して

「先代旧辞」ともいう、「先代」が、「旧辞」の範囲を神代に限定するには障害となる。……中略……「先代」は神代には限定しがたいであろう。<sup>⑨</sup>

と論じたことである。『古事記』では「代」とは人代のことであり、神の世に「代」はなかったと思う。したがって、その点からも「先代」は神世ではありえないであろう。しかしながら、実は、この神野志の批判は、西郷の批判たりえてはいない。「先代旧辞」を「先代」のことを記した「旧辞」の意と取るならその通りであるが、神世のことを記した「先代」からの(あるいは「先代」に編纂された)「旧辞」の意なら、批判たりえないことになる。しかしながら、西條説においては、「帝紀」「旧辞」の編纂は、天武朝に限定されている。したがって、「先代旧辞」は、「先代」のことを記した「旧辞」以外の解釈はできないであろう。さらに、元明朝に伝来したものが「勅語旧辞」であることも問題であろう。西條自身は、「旧辞」で「帝紀」をも含むとみる見解をとっているようだが、西條の説くもつとも重要なモトツギ構造の一方を省略したと考えるのであろうか。

上述の点に関して、菅野雅雄のすぐれた論攻をみのがすことができない。菅野は、系譜中にみられる「亦名」に注目し、それが上巻では、本来別個であった神話を結合する働きをなしていること、中・下

巻では物語中の人物を系譜中の人物に位置づける働きをなしていることを指摘した。たとえば、仁徳記には、次の如き系譜を載せる。

また上に云へる日向の諸県牛諸が女、<sup>むすめ</sup>髪長比売に娶ひて、生みま  
せる皇子、波多毘能大郎子、またの名は大日下王、次に波多毘能  
若郎女、またの名は長目比売命、またの名は若日下部命。

この大日下王は、若日下王の婚姻をめぐって、根臣の讒言によって弑せられたという物語(安康記)にあらわれ、また、若日下王は、雄略天皇の妻問いをうけたという歌物語(雄略記)に登場する。これらの物語は、日下部氏の伝承であったと考えられるが、重要なのは天武紀十年の「帝紀及上古諸事」の「記定」のメンバーに難波連大形がいることである。この大形は、日下部氏の出であり、もとは「草香部吉士大形」であり、天武紀十年正月に「難波連」を賜っている。

また、清寧記には、前述したように忍海郎女の「亦名」として飯豊王をあげ、その飯豊王は、後の顕宗天皇(袁祁王)・仁賢天皇(意富祁王)を発見した山部連小盾を播磨国に派遣するという大きな功績を果たしている。菅野は、先にあげた顕宗即位前紀引用の「譜第」に、「其四曰飯豊女王。亦名忍海部女王」とあることをもって、もとの系譜にあったのは「飯豊王」であり、これに忍海氏の伝承を統合したものであり、それは「帝紀及上古諸事」の「記定」作業の責任者川島皇子の母が忍海造小龍であることによると説く。よく考えられた見解であると思うが、この「譜第」の記事は、『古事記』がそれを採用しなかつたものであり、『古事記』とは矛盾する内容を持つ。「譜第」の記事をもつて『古事記』の内容を解釈することはできない。むしろ、大日下王・若日下部命の場合と同じに、「亦名」である「飯豊王」の

伝承であったと考えるべきではあるまいか。飯豊王の伝承を忍海郎女に取り込むことによつて、それを忍海氏の業績に加えたのだと考えるのである。

さらに、上卷天孫降臨の条には

次に天石戸別神、またの名は櫛石窓神と謂ひ、またの名は豊石窓と謂ふ。

とあるが、この「櫛石窓神」「豊石窓神」はともに忌部氏が祀る神である。「帝紀及上古諸事」の「記定」には「忌部連首」が携わつており、「亦名」の部分に子首の手が加わつたと捉える。

要するに、「亦名」は系譜部分と物語部分を連結するための手法であり、菅野はその統合が、いつ、どのような形でなされたのかについて、必ずしも明確に論じているわけではないが、それに天武紀十二年に「帝紀及上古諸事」を「記定」したメンバーの関与を想定しているのであるから、この時のことと考えるべきであろう。菅野の論を論理的につぎつめれば、系譜と物語が統合されたのはこの時のこととなる。ただ系譜と物語は本来一体となつて伝えられるものであるという先の考察によるなら、それは、統合というよりは、再構築というべきものであつたらう。いずれにしろ、菅野の論によつても『古事記』の原資料といふべきものは、「帝紀及上古諸事」であつたと考えることができ、それは始祖記事を通して得た拙稿の結論と一致する。

菅野の指摘によつて、「帝紀」||「先紀」||系譜、「上古諸事」||「旧辞」||物語という単純な図式は、見直されねばなるまい。「帝紀及上古諸事」は、系譜と物語が統合された形で存在したと考えられるからである。それは、天皇家の系譜と物語が統合された「帝紀」とそ

れ以外の物語である「上古諸事」という形で存在したか、「帝紀」という天皇家の系譜と「上古諸事」が混在して存在したかのいずれかということになる。少なくとも、「帝紀」という系譜と「上古諸事」という物語が別個に存在したのではあるまい。

こうして、「帝紀」を天皇の系譜を中心として、その他の記事を掲載したものとする、津田・武田・倉野の見解はなりたがたいものとみなければならぬ。そもそも、こうした見解は、神野志隆光が批判したように、

その論理は「帝紀」はこうあるはずだという、いわば予見にさええられてゐるにすぎない<sup>④</sup>。

ものであつた。

前掲の別稿で明らかにしたように、「帝紀及上古諸事」の「帝紀」とは、皇系氏族を中心に「記定」されたものであり、それは、真人・朝臣賜姓の原資料となつたものであると同時に、『古事記』二行書き始祖記事の原資料ともなつたものであつた。ここから想定されるのは、「帝紀」とは、諸家の始祖を皇統譜に位置づける役割を担つたものであるということである。ここで、西條の説く〈モト——ツギ構造〉を思い起こしてもよからう。皇系氏族にとつて、

諸家のモトは、その本来の機能からして、王家のツギの部分に組み込まれるという性質をもっている。

からである。諸家の始祖伝承が「帝紀」と呼ばれるのはこのような論理からであろう。上卷を「旧辞」、中・下卷を「帝紀」とする見解に同意することはできないが、自家の祖を天皇の系譜に位置づけるという意味での〈モト——ツギ構造〉は是認することができる。また、武

田祐吉が、「帝紀」に関して「天皇騰極の正しき歴史を伝ふるに在り」としつつ、「諸氏の、皇統との御歴史との関係をも説くのである」と記していたことを思い出してもよからう。さらに、中村啓信が『古事記』が天皇の正統性を描くと同時に、「それを皇別・神別などに組み込まれた氏族たちに追認と合意を要求するところに『古事記』の本性はある」と論じたことも、「神別」の部分とはもかくとして、「皇別」の部分は是認することができよう。

「帝紀及上古諸事」の「帝紀」は、『古事記』始祖記事に直結し、諸家にとつては、天皇の系譜に位置づける自家の始祖伝承であつたと思われる。この考察を基に、再度、『古事記』序文の成立にかかわる部分をよみ直してみよう。「諸家の賣る」「帝紀」とは、自家の始祖を皇統譜に位置づけるものであるが故の謂いであり、「本辞」とは、その系譜とともに伝えられる氏族の伝承であつたろう。それらは、自家の始祖伝承にかかわるもので、断片的なものであつたに違いないと思う。「本辞」は「帝紀」を支える「本の辞」の意味ではなかつたのか。これらの諸伝の中に、「帝紀及上古諸事」と矛盾する伝えのあることが、「既違正美、多加虚偽」ということの実態なのであろう。具体的に指摘すれば、本稿で指摘した「譜第」の中の「市辺押磐皇子」の系譜、別稿で指摘した『三代実録』元慶元年十二月二十五日条にみえる「都宿禰」と同祖と伝える氏族にかかわる始祖伝承、「大毘古命」の始祖伝承などを挙げることができる。

それを解消し後世に伝えるのが、「削偽定実、欲流後葉」という天武の意図であつたが、それを、「撰録帝紀、討覈旧辞」することによつて達成しようというのである。この場合の「帝紀」は諸家の「帝

紀」とは相違して、「帝紀及上古諸事」を基幹として諸家の「帝紀」を包含する、あるべき「帝紀」である。「旧辞」は、諸家の「帝紀」を保証する「本辞」に限らず種々の物語・伝承を含み持つものではなかつたか。因みに、「本辞」とは「諸家の賣る」「本辞」に限つて用いられ、それ以外はすべて「旧辞」である。諸家の「帝紀」「本辞」の誤りをただすために、種々の物語・伝承を「討覈」して、あるべきものにたす必要があつたのであろう。

稗田阿礼が「誦習」した「帝皇日繼」と「帝紀」は同内容のものとみる他はない。ただ、前述したように、漢籍の例から、「紀」は「紀年」の意と理解されるとして、「帝紀」が系譜であることを疑い、「帝皇日繼」と同じものであることを疑う見解がある。しかしながら、論じてきたところによつて、「帝紀」とは、物語・伝承に支えられる天皇を中心とする系譜である。即ち、歴史の総体を編年体で記すのではなく、あくまでも、天皇の系譜とそれを支える物語・伝承が「帝紀」であつたと思われる。こうしたものに「帝紀」と命名するのは、それほど違和感があつたとは思われない。まして、編年体の歴史書に『日本書紀』の命名をしたという事実を考えれば、それを、「帝紀」と命名することにさして違和感があつたとは考えがたい。「帝紀」が「帝皇日繼」と言い換えられているのは、それが、稗田阿礼のカタリという伝統的な世界に置かれるためであつたのではなからうか。なお、「旧辞」と「先代旧辞」が同様のものをさすことに異論はなからう。

次に、元明朝の「惜旧辞之誤忤、正先紀之謬錯」に言及する。これが、阿礼の「誦習」が舍人への「勅語」であつたが故に、「帝皇日繼」「先代旧辞」が一般化せずいたことであることは前述した。ここで、

注目したいのは、「帝紀」とあるべきものが「先紀」と記されていることである。「先紀」とは、それ単独では、「帝紀」がもつ意味内容をまったく表現しえていない。先に「帝紀」があることによつて、「先紀」を想定することができるだけだ。即ち、「先紀」は、「帝紀」の存在によりかかつて存在しうることばである。思うに、「先紀」とは、「帝紀」が当代のものではないことを表現しているのであろう。即ち、「帝紀」とはあくまでも天武の時代のものであり、元明朝では「先紀」と記しうるものであったのではなからうか。

## 七、結び

『古事記』の成立過程はその序文に明記されている。しかしながら、その解釈には、現在に至るも、多くの問題点がのこされている。

『古事記』成立論もまた、本格的には本居宣長にはじまる。それを津田左右吉は厳しく批判し、その見解は近代の『古事記』成立論の出発点ともなり、今なお、通説としての位置を獲得している。しかしながら、津田の宣長批判は、多くの問題点を抱えている。津田の宣長批判で有効なのは、つまるところ、宣長説では序文の「未行其事矣」と元明朝の「旧辞之誤忤」「先紀之誤錯」が解釈できないこと、稗田阿礼が「誦習」した正本と認めるべきものが説明されないことの二点に集約されるが、しかしながら、それは、津田自身にもね返る問題なのである。また、近年の成立論の多くは、濃淡の差はあるものの、津田の見解の影響下にあると考えられるが、それらもまた、宣長・津田説と同様の問題を抱えているのである。

問題は、序文の「討覈」の理解にあった。稗田阿礼の「誦習」は、

「討覈」されたものに対してなされたのではなく、「討覈」するためになされたというのが筆者の見解である。そのことを序文のヨミと「帝皇日繼」「先代旧辞」がいかなるものであったかを通して検証しようというのが本稿の目的であった。(以上二節)

従来の諸説の多くは、序文と天武紀十年にみえる、「帝紀」||「帝皇日繼」||「先紀」||「本辞」||「旧辞」||「先代旧辞」||「上古諸事」と図式化することによつてなされていたが、序文の文脈に忠実にヨムなら、天武朝の「諸家之所贊帝紀及本辞」は誤り多きものであり、それ故、「削偽定実、欲流後葉」という天武の勅が発せられた。しかしながら、「未行其事矣」であったが故に、そうした状態は元明朝までも持ち越された。元明朝の「先紀」「旧辞」もまた誤り多きものであったというのはその意味においてである。

天武の意志は、「討覈」と「撰録」とによつて達成されるべきものであるが、その「討覈」のことを担ったのは、稗田阿礼の「誦習」であった。それは、舍人である稗田阿礼に「勅語」という形で命じられた故、その「誦習」||「討覈」の結果は公になることはなかった。「未行其事矣」は、そうしたことであったと理解される。(以上三節)

そこで、阿礼が「誦習」した「帝皇日繼」「先代旧辞」とはいかなるものであったかが問題となる。従来は、欽明朝に成書化された「帝紀」「旧辞」が天武朝まで伝来したという津田説を中心に、成書化されていたとする見解が支配的であった。しかしながら、天武朝に「帝紀」「旧辞」なる書籍が伝来してきたとみることはできない。(以上四節)

天武朝以前に、種々の修史事業・系図等の編纂が行われたであろう

ことは、十分に推定することができる。推古紀・皇極紀にみえる『天皇記』『国記』、欽明紀にみえる『帝王本紀』、顕宗即位前紀にみえる『譜第』、『上宮聖徳法王帝説』にみえる『帝記』などをその例としてあげることができる。しかしながら、すくなくとも、これらが『古事記』と何らかの関係を有するという徴証はまったくなく、『帝王本紀』『譜第』『帝記』などは、『古事記』と無関係であること、明らかである。(以上五節)

天武紀十年には、「帝紀及上古諸事」が「記定」されたことが見えている。『古事記』の直接的な資料となったのは、この「帝紀及上古諸事」であったと考えられる。『古事記』始祖記事は、その祖先記事や『日本書紀』始祖記事・祖先記事と相違して、天武朝の氏族状況によつて書かれた孤立した存在である。それは、この「帝紀及上古諸事」が、八色の姓制定のために編纂されたものであるらしいことに対応する。即ち、「帝紀及上古諸事」はそれまでの種々の歴史書・系図・伝承等を参考に、天武朝に新たに「記定」されたものであったと考えられる。

それでは、「帝紀及上古諸事」はどのようなものであったかと言え、それは、系図と物語・伝承が一体となったものであったと推定される。菅野雅雄が、『古事記』の系譜と物語・伝承が一緒になったのは天武朝であると指摘したことの意味は大きい。(以上六節)

諸家の「帝紀」「本辞」とは、自家の伝承にかかわる断片的なものであり、「帝紀及上古諸事」以外のものであり、時折、それと矛盾することがあったのであろう。「帝紀」「旧辞」を「討覈」「撰録」として書いた時の「帝紀」「旧辞」は、「帝紀及上古諸事」を中心に、諸家の

伝えを訂正し、撰録するためのものということになる。「帝皇日繼」「先代旧辞」はこれと同じ内容であるが、阿礼の「誦習」というカタリの世界におくために「日繼」という日本的な言い方をしたのであるまいか。元明朝の「先紀」「旧辞」は、誤り多きものであったから天武朝の諸家の「帝紀」「本辞」の流れをそのまま受け継いだものであろう。阿礼の「勅語旧辞」は、「誦習」による「討覈」を経た、正伝とみられるカタリであったと思われる。

こうして、『古事記』は、天武朝の「帝紀及上古諸事」を中心に、阿礼の「誦習」を経た「旧辞」を安万侶が「撰録」したものであろうということになるのである。

#### 注

(1) 『古事記』の引用は、中村啓信訳注『新版古事記』(角川学芸出版 平21・9)による。ただし、旧漢字は新漢字に改め、ルビも煩雑を避けるため、大幅に省略した。また、引用は原則として書き下し文としたが、必要に応じて、当該部分に傍線を付し( )内に本文を記す。また、煩雑をふせぐため、書き下し文を省略し本文のみの引用とした部分もある。『日本書紀』『続日本紀』などすべてのテキストで同様の態度をとる。

(2) 宣長『古事記伝』ただし、引用はすべて新漢字に改めた。他の引用も同じ。割注は、読みやすさを考えて【 】内に一行書きで記した。

(3) 津田左右吉『日本古典の研究 上』(昭23・8)

(4) 稲岡耕二「原古事記を考える」(『別冊国文学』16号、昭57・10)

- (5) 小島憲之『上代日本文学と中国文学』(昭63・10)
- (6) 拙稿「稗田阿礼の『誦習』——カタリ之力——」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』46号 平21・12)
- (7) 菅野雅雄「帝紀と旧辞と」(『古事記年報』41号 平11・1)
- (8) 山田孝雄『古事記序文講義』(昭10・11 志波彦神社・塩竈神社)
- (9) 秋本吉徳「新撰龜相記の研究」(『清泉女子大学紀要』26号 昭53・12)
- (10) 『日本書紀』の引用は、小島憲之他校注・訳 日本古典文学全集『日本書紀』平6・4〜平8・10)による。引用の方法は前掲『古事記』と同じ。
- (11) 倉野憲司「帝皇日継と先代旧辞」(『文学』4巻7号 昭11・7)
- (12) 武田祐吉『古事記研究第一巻 帝紀』(昭19・1 青磁社)(角川書店『武田祐吉著作集』第二巻所収)
- (13) 矢嶋泉『古事記』の歴史叙述」(『古事記の文字世界』平23・11 吉川弘文館)
- (14) 拙稿「『古事記』始祖記事と「帝紀」」(山形県立米沢女子短期大学国語国文学会『米沢国語国文』40号 平23・12)
- (15) 倉野憲司『古事記全注釈第一巻 序文編』(昭48・11)
- (16) 矢嶋泉『古事記の歴史意識』(平20・9 吉川弘文館)
- (17) 注6前掲拙稿
- (18) 菅野雅雄、注7前掲論文
- (19) 西條勉「阿礼誦習本の系統」(『国語と国文学』64巻6号 昭62・6 『古事記の文字法』笠間書院 所収)
- (20) 『続日本紀』の引用は、新日本古典文学大系『続日本紀』(岩波書店 昭64・3〜平10・2)
- (21) 津田左右吉注3前掲書
- (22) 武田祐吉注12前掲書
- (23) 平田俊春『日本古典の成立の研究』(昭34・10 日本書院 第一章第五節「川島皇子等の記定と天武天皇の討覈」)
- (24) 西條勉注19前掲論文
- (25) 西宮一民『古事記』冒頭神話の撰録過程上の考察」(『万葉』169号 平11・4)
- (26) 拙稿「記紀の異郷——ハハの国の発生——」(『菅野雅雄博士古希記念 古事記・日本書紀論究』平14・おうふう)
- (27) 武田祐吉注12前掲書
- (28) 『大日本古文書 編年之三』(明35・10 東京大学資料編纂所)
- (29) 武田祐吉注12前掲書
- (30) 津田左右吉注3前掲書
- (31) 渡辺茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」(北海道教育大学史学会『史流』8号 昭42・2)。東野治之「天皇号の成立年代について」(『正倉院文書と木簡の研究』昭52・9、塙書房)
- (32) 榎木英一「推古朝の『国記』について」(『日本史論叢』5 昭50・12)
- (33) 笹川尚紀「推古朝の修史に関する基礎的考察」(笠原永遠男他編『律令国家史論集』平23・9 塙書房)
- (34) 『漢書』叙例の関連部分は次の通りである。
- 漢書旧文多有古字、解説之後屢經遷易、後人習讀、以意刊改、伝写既多、彌更淺俗。今則麤核古本、歸其真正、一往難識者、皆從

而釈之。……中略…… 諸表列位、雖有科條、文字繁多、遂致舛雜。前後失次、上下乖方、昭穆參差、名実虧廢。今則尋文究例、普更刊整、澄蕩愆違、審定阡陌、就其区域、更為局界、非止尋說易曉、庶令転写無疑。

次に、問題の欽明二年三月の割注を本文で記す。

帝王本紀、多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習読、以意刊改、

伝写既多、遂致舛雜。前後失次、兄弟參差、今則考覈古今、歸其

真正、一往難識者、且依一撰、而注詳其異。他皆效此。

傍線部が、『漢書』叙例と『日本書紀』割注が一致する句であるが、それ以外の「兄弟參差、今則考覈古今……且依一撰、而注詳其異。他皆效此」の部分抜き出せば割注の意図が明確になる。『日本書紀』割注が問題とするのは、「兄弟參差」のことであり、各伝の異同に關しては一書によるが、その異なる点も注するというのである。『漢書』叙例の部分は、文飾に過ぎないであろう。

(35) 注14拙稿

(36) 太田善麿『日本古代文学思潮(Ⅱ)——古事記の考察——』

(昭37・2 桜楓社) 第三章第一節「高天の原の成立の意味」

(37) 西郷信綱『古事記注釈』(昭50 平凡社)

(38) 西條勉『古事記の資料系統』(国士館大学『国文学論叢』68号

平9・3 『古事記の文字法』笠間書院 所収)

(39) 神野志隆光『古事記』と「帝紀」「旧辞」(『別冊国文学』16

号、昭57・10)

(40) 菅野雅雄『古事記系譜の研究』(昭45・11 桜楓社) 後『菅野雅雄著作集第一巻』おうふう)

(41) 神野志注39前掲論文。

(42) 中村啓信注、前掲書。他に『古事記』の本性——氏祖表記の注的本文を通して——(『古事記の本性』平12・1 おうふう)

(43) 注14拙稿

(44) 矢嶋泉注16前掲書

脱稿後、『國學院雜誌』(112巻11号「特集 古事記研究の現在」)に接した。掲載論文中、本稿に關係する三論文に言及する。興味深いのは、菅野雅雄『古事記』序文の再検討——『古事記』成立の研究の一問題——であり、菅野は、「以上、縷々述べてきた如く、「記序」の本文は文脈が辿りにくく、またその意味も曖昧模糊としている」と述懐している。

しかしながら、この菅野の論述は、「帝紀」「旧辞」が天武朝以前から伝来し、天武朝で「討覈」されたということを前提とした立論である。たとえば、「討覈」に加筆・修正の意味はないにもかかわらず神武東征条には壬申の乱の記憶がみられることを指摘して、序文が『古事記』編纂の事情を十分には伝えていないと説く。菅野によれば、「討」とは、「隅々まで、満遍無く詳しく調べる。丁寧調べる。」意、「覈」とは「厳しく事実を調べて明らかにする。」意であるという。

筆者の考えでは、稗田阿礼の「誦習」とは、「帝紀及び上古の諸事」を中心に、「諸家の賈る帝紀及び本辞」をカタリの世界におくことによつて、その誤りを正すということであつたから、これこそが「討覈」というにふさわしい。神武東征条の壬申の乱の記憶は、既に、「帝紀及び上古の諸事」にあつたのではないか。

また、菅野は、『日本書紀』と『古事記』系譜の相違を取りあげ、『古事記』が『日本書紀』の系譜を誤りとして排斥したとは到底考えられないとして、

どうも現行所伝の『古事記』には、「削偽定実」以前の作業として、整理の手が及んでいないように思われるのである。筆者の持論である古事記未定稿説の因つてくる所以でもある。

と記す。これも、「帝紀」「旧辞」がともに『古事記』『日本書紀』の原資料であるという推論からの疑問であり、『日本書紀』と「帝紀」「旧辞」の関係は何も記されていないのであるから、本来、無関係であったと考えるべきであろう。菅野の論と本稿はまったく結論を異にするが、菅野の指摘は本稿にとつて有益なものであった。

金井清一「古事記の成立——正史『統日本紀』の不記載をめぐる——」は、『古事記』は天武・元正の勅命を受けて正史として編纂されたが、『日本書紀』編纂を主導した側にとつては倭語をもつて撰録された『古事記』が正史であることは迷惑であったから、『統日本紀』に『古事記』の撰録のことは記されなかったのであると説く。金井の論には多くの点で同意できないが、一点のみ指摘しておけば、『古事記』が倭語で記されたのを天武朝の文化的状況によると説くのは、誤謬と言つていいであろう。『古事記』の撰録を命じたのは元正天皇であり、その時代に、『日本書紀』とほぼ同時期に『古事記』は撰録された。『古事記』の成立を『統日本紀』が記されない理由を「説いてしかるべきであろう」という問題提起には、既に本論の中で、「勅語」という私的な形で稗田阿礼という舍人に命を下したという意味で、公の朝廷とは異なつた場で成立したが故ということ答えているはずで

ある。

最後に、寺川真知夫「古事記の成立論について——偽書説をめぐる——」は、偽書説の成り立ちがたいことを論じたものであるが、『古事記』成立にかかわる部分は、本稿とは相違する。ただ、金井同様、『古事記』成立が『統日本紀』に記されない理由を問題としている。寺川は『統日本紀』には、養老令の撰進が記されていないように、漏れたと思われる事項が多くあることを理由としてあげる。こうした可能性を否定することも、無論、できない。